特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	春日部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年7月18日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に関する事務				
②事務の概要	春日部市(以下「本市」という。)は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に関する事務】新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしを支援する観点から住民税非課税世帯等に対し、給付金を支給する。				
③システムの名称	1 住民税非課税世帯給付金システム(e-SUITE) 2 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
住民税非課税世帯等に対する	臨時特別給付金ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令[平成26年内閣府・総務省令第5号]第74条				
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	春日部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付プロジェクトチーム				
②所属長の役職名	春日部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付プロジェクトチームサブリーダー				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	総務部 市政情報課 市民相談·情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央7丁目2番地1 電話: 048-736-1111				
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ				
連絡先	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央7丁目2番地1 電話: 048-736-1111				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	13年12月10日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か			13年12月10日 時点					
3. 重大事故								
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	書及び	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	න්]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	න්]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	o o 1		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				Γ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ාරි]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され					
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた	提供を除く。)	I]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	න්]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		1]接続しない(入手)	T.]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	න්]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	නි]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され					

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠		こは、本人から	のマイ	録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際にはことを厳守している。				

9. 監査									
実施の	D有無	[〇] 自己点検	[O] Þ	内部監査	[] 外部監査				
10. 1	10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者	舌に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 🖠	長も優先度が高いと考	えられる対策		[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優る対策	₹先度が高いと考えられ	じた提供を除く。)(選択肢>1)目的外の入手が行わった。2)目的を超えた紐付け、3)権限のない者によって4)委託先における不正な5)不正な提供・移転が行ら、情報提供ネットワーク。	れるリスクへ 事務に必要 不正に使用 は使用等のリ うわれるリスク システムを通 システムを通 い・滅失・毀損	の対策 のない情報 されるリスク スクへの対策 でで目的が でてまのが ででででである。	け策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策				
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	判断の根拠	末、職員、参照範囲が必要最 者には、事務取扱担当者の研	小限となるよ F修において	う、アクセス 離席時のロ	ワークシステムで情報照会を行うことができる端ス制限を設定している。また、アクセス権限の所持けアウト徹底を呼びかけており、監査も実施して、手が行われるリスクへの対策は「十分である」と				

変更箇所

変更固			4.50 4.50	ter at a state of	term to the second second
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	-	_	新様式の対応	事後	
令和7年7月11日	I 関連事務_3. 個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9条第1項別表第1の101の項、別表 第一主務省令第74条、別表第一告示(行政手 続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第一の主務有令で 定利る事務を定める命令第七十四条の内閣地 理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告 示)7号	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令〔平成26年内閣	事後	
令和7年7月11日	I 関連事務7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求(請求先)	総務部 市政情報課 市民相談·情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地 電話:048-736-1111	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央7丁目2番地1 電話: 048-736-1111	事後	
令和7年7月11日	合わせ(連絡先)	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地 電話:048-736-1111	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央7丁目2番地1 電話: 048-736-1111	事後	
令和7年7月11日	Ⅲ しきい値判断結果8. 人 手を介在させる作業	_	十分である	事後	
令和7年7月11日	Ⅲ しきい値判断結果 8. 人 手を介在させる作業(判断根 拠)	_	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年7月11日	Ⅲ しきい値判断結果11. 最も優先度が高いと考えられ る対策	_	5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	事後	
令和7年7月11日	皿 しきい値判断結果 11. 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)	_	春日部市側のシステムにおいては、情報提供 ネットワークシステムで情報照会を行うことがで 含る端末、職員、参照節即が必要最小限とな よう、アクセス制限を設定している。また、アク セス権限の所持者には、事務取扱担当者の研 修において避席時のログアクト徹底を呼びかけ ており、監査も実施している。これらの対策を講 じていることから、目的外の入手が行われるリ スクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
	1		1		<u> </u>

る説明			
(S BC 47			